

四半期報告書

(第18期第3四半期)

インスパイアー株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期財務諸表】	18
2 【その他】	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	37

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月3日

【四半期会計期間】 第18期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 インスパイアー株式会社

【英訳名】 Inspire, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 駒 澤 孝 次

【本店の所在の場所】 東京都港区芝一丁目14番4号

【電話番号】 (03) 5418-4811 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 菊 池 貴 之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝一丁目14番4号

【電話番号】 (03) 5418-4811 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 菊 池 貴 之

【縦覧に供する場所】 インスパイアー株式会社
(東京都港区芝一丁目14番4号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第18期 第3四半期 累計期間	第18期 第3四半期 会計期間	第17期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (千円)	1,165,870	389,725	1,754,803
経常損失 (千円)	277,145	81,082	108,188
四半期(当期)純損失 (千円)	1,423,758	418,422	317,289
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	—	939,537	444,336
発行済株式総数 (株)	—	21,007	8,087
純資産額 (千円)	—	42,397	466,761
総資産額 (千円)	—	1,101,912	1,237,075
1株当たり純資産額 (円)	—	1,128.96	56,519.40
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)	—	83,470.61	39,234.48
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	2.1	36.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△922,235	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△362,423	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,134,804	—	—
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	79,947	—
従業員数 (名)	—	34	23

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 前事業年度は、連結財務諸表を作成しておりますので、当該期間にかかる営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社の主要な事業の内容に変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間における、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	34 (7)
---------	--------

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の第3四半期会計期間の平均雇用人数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産、受注実績

当社は、生産・受注の形態をとっておりません。

(2) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	販売高(千円)
プロダクトセールス事業	182,781
サポートサービス事業	186,980
プロフェッショナルサービス事業	19,963
合計	389,725

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
(株)データコントロール	69,573	17.8
(株)フォーバル	60,531	15.5
三井情報(株)	50,972	13.0
(株)日立情報システムズ	40,736	10.4

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等はおこなわれておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローンを発端とした米国金融市場の緊張、原油価格の高騰の影響による企業収益の減速により景気の不透明感が強まってまいりました。

当社の属するITセキュリティ業界においては、大手企業や官公庁における情報セキュリティ投資が引続き堅調に行われると共に、相次ぐ情報漏洩、不正アクセスの増加により、中堅企業においても情報セキュリティに対する関心は引き続き高く、需要は増加傾向にはありますが、その一方で商品やサービス、企業間の競争は益々激化してきており、売上や利益確保が一段と厳しくなっている状況にもあります。当社は、このような厳しい環境のもと、新経営体制を構築し、既存のセキュリティ商品の販売に加えて、新しいソリューション、サービス開発にも積極的に取り組み、収益力の回復に努めてまいりました。

このような、新たな営業活動を展開し受注の確保に努めた結果、当第3四半期会計期間の業績は、売上高389百万円、営業損失84百万円、経常損失81百万円、四半期純損失418百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて68百万円減少し、1,010百万円となりました。これは、主として、現金及び預金が149百万円減少、貸倒引当金が389百万円増加したことによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて67百万円減少し、91百万円となりました。これは、主として子会社株式の売却等により投資その他の資産が12百万円減少したこと及び、減損処理により有形固定資産が46百万円、無形固定資産が9百万円減少したことによります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて135百万円減少し、1,101百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて286百万円増加し、1,044百万円となりました。これは、主として支払手形及び買掛金が84百万円、前受金が71百万円、短期借入金が140百万円それぞれ増加したことによります。

固定負債は前事業年度に比べて2百万円増加し、15百万円となりました。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて289百万円増加し、1,059百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度に比べて424百万円減少し、42百万円となりました。これは主として、当期純損失が1,423百万円の計上により利益剰余金が減少したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、79百万円となり前会計年度末に比べ149百万円減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において営業活動の結果使用した資金は、834百万円となりました。これは主に貸倒引当金の減少及び売上債権の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において投資活動の結果獲得した資金は700百万円となりました。これは主に、貸付金による支出の減少によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において財務活動の結果獲得した資金は138百万円となりました。これは主に短期借入による収入によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期において、第2四半期会計期末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,000
計	57,000

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年3月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,007	31,758	大阪証券取引所 ヘラクレス市場	—
計	21,007	31,758	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

提出会社に対して、新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権並びに旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく新株予約権）に関する事項は次のとおりであります。

①新株引受権

平成12年8月7日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	22株
新株予約権の行使時の払込金額	326,600円
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月7日 至 平成22年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 326,600円 資本組入額 163,300円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、任期満了・定年による退任・退職、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。 その他の条件については、平成12年8月7日開催の当社臨時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②新株予約権

平成15年6月25日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	40個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	40株
新株予約権の行使時の払込金額	113,334円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成25年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 113,334円 資本組入額 56,667円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>その他の条件については、平成15年6月25日開催の当社定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成18年6月24日定時株主総会

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	100株
新株予約権の行使時の払込金額	244,479円
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成28年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 244,479円 資本組入額 122,240円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 その他の条件については、平成18年6月24日開催の当社定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成20年12月2日取締役会

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	350個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、1,000,000円(以下「出資金額」という)を行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数とする。(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき1,000,000円
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月19日 至 平成22年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、出資金額を当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

注) 1. (1) 当社は、平成20年12月20日以降、平成21年6月19日までの間、1回のみ、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正日以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。

(2) 行使価額の修正

①当社は、平成20年12月20日以降、平成21年6月19日までの間、1回のみ、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の翌営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができる。当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合とは、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した時を指す。この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

②行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、①行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正日行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に、②修正開始日の6ヵ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヵ月後の最終取引日（以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4,650円（ただし、本欄第4項第9項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	21,007	—	939,537	—	631,837

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村 淳次	東京都千代田区	2,470	11.76
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	2,233	10.63
株式会社ミュージックスコ レーション	東京都千代田区神田神保町1丁目1-3	1,978	9.42
植村 守	東京都品川区	1,800	8.57
株式会社フォーバル	東京都渋谷区神宮前5丁目5-2-2	1,188	5.66
堤 俊彰	東京都大田区	1,000	4.76
TSUZUKI 新生ファンド株 式会社	東京都港区西麻布3丁目8-7	850	4.05
岩谷 栄徳	兵庫県芦屋市	706	3.36
梶山 勝也	神奈川県藤沢市	696	3.31
上村 義行	千葉県船橋市	566	2.69
計	—	13,487	64.20

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,007	21,007	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	21,007	—	—
総株主の議決権	—	21,007	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権200個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	155,000	199,000	150,000	142,000	140,000	135,000	122,000	17,500	14,400
最低(円)	70,000	135,000	128,000	122,000	106,000	100,100	15,300	9,890	9,420

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものです。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
監査役		大箸 郁夫	昭和35年9月26日	昭和59年4月 平成11年7月 平成15年11月 平成17年10月 平成20年10月	中野冷機株式会社 入社 株式会社 法学館 入社 司法試験合格 東京弁護士会 登録 当社監査役就任	(注)1	—	平成20年10月10日

(注)1 監査役の任期は、当社定款の定めにより、定時株主総会決議による就任から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。(この度選任された社外監査役大箸郁夫は、平成20年6月25日に就任し任期の満了前に辞任した監査役林弘明の補欠として選任されており、前任者の任期を引き継いでおります)

2 社外監査役大箸郁夫は、平成20年6月25日の第17期定時株主総会において補欠監査役に選任されましたが、平成20年10月10日付の監査役林弘明の辞任を受け同日開催の監査役会にて社外監査役への就任を承諾し、社外監査役に就任いたしました。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役		林 弘明	平成20年10月10日
取締役		西村 幸浩	平成21年2月16日

(3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役副社長	取締役	青木 英嗣	平成20年10月1日
代表取締役	取締役	駒澤 孝次	平成20年12月26日
取締役	代表取締役	西村 幸浩	平成20年12月26日
取締役	取締役副社長	青木 英嗣	平成20年12月26日

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人ウイングパートナーズにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	79,947	229,801
受取手形及び売掛金	319,960	218,439
有価証券	—	0
商品	532,219	537,384
貯蔵品	2,592	662
短期貸付金	417,515	—
その他	47,826	92,086
貸倒引当金	△389,825	—
流動資産合計	1,010,236	1,078,374
固定資産		
有形固定資産	※1 15,548	※1 46,116
無形固定資産	—	9,702
投資その他の資産	※2 76,127	※2 102,881
固定資産合計	91,675	158,700
資産合計	1,101,912	1,237,075
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	156,945	72,477
前受金	711,210	640,207
未払法人税等	2,577	421
未払消費税等	6,925	—
未払金	25,197	35,455
短期借入金	140,000	—
その他	1,650	9,570
流動負債合計	1,044,507	758,131
固定負債		
引当金	15,007	12,181
固定負債合計	15,007	12,181
負債合計	1,059,514	770,313
純資産の部		
株主資本		
資本金	939,537	444,336
資本剰余金	631,837	136,636
利益剰余金	△1,547,658	△123,900
株主資本合計	23,715	457,072
新株予約権	18,682	9,689
純資産合計	42,397	466,761
負債純資産合計	1,101,912	1,237,075

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	1,165,870
売上原価	906,624
売上総利益	259,246
販売費及び一般管理費	*1 508,415
営業利益	△249,168
営業外収益	
受取利息	6,183
雑収入	2,788
営業外収益合計	8,972
営業外費用	
支払利息	311
為替差損	2,275
株式交付費	33,786
雑損失	574
営業外費用合計	36,948
経常利益	△277,145
特別利益	
子会社株式売却益	40,000
貸倒引当金戻入額	27,500
特別利益合計	67,500
特別損失	
減損損失	48,797
貸倒損失	3,676
事務所移転費用	8,719
貸倒引当金繰入額	1,152,206
特別損失合計	1,213,400
税引前四半期純利益	△1,423,045
法人税、住民税及び事業税	712
法人税等合計	712
四半期純利益	△1,423,758

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

		当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高		389,725
売上原価		292,041
売上総利益		97,683
販売費及び一般管理費	※1	182,290
営業利益		△84,606
営業外収益		
為替差益		3,362
受取利息		473
営業外収益合計		3,836
営業外費用		
支払利息		311
営業外費用合計		311
経常利益		△81,082
特別利益		
貸倒引当金戻入額		27,500
投資有価証券売却益		△5,000
特別利益合計		22,500
特別損失		
事務所移転費用		8,719
貸倒損失		3,676
貸倒引当金繰入額		347,206
特別損失合計		359,602
税引前四半期純利益		△418,184
法人税、住民税及び事業税		237
法人税等合計		237
四半期純利益		△418,422

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	△1,423,045
減価償却費	12,425
減損損失	48,797
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	389,825
子会社株式売却損益 (△は益)	△40,000
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,825
受取利息及び受取配当金	△6,183
支払利息	311
貸倒損失	3,676
長期前払費用の増減額 (△は増加)	7,909
売上債権の増減額 (△は増加)	△93,484
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,234
前受金の増減額 (△は減少)	71,003
未払金の増減額 (△は減少)	△18,036
未収消費税等の増減額 (△は増加)	27,793
仕入債務の増減額 (△は減少)	84,467
その他	6,278
小計	△922,201
利息及び配当金の受取額	253
利息の支払額	△287
営業活動によるキャッシュ・フロー	△922,235
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△20,952
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	120,000
貸付けによる支出	△417,515
投資有価証券の取得による支出	△50,000
敷金の差入による支出	△25,155
差入保証金の回収による収入	31,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△362,423
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	155,000
短期借入金の返済による支出	△15,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	994,804
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,134,804
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△149,854
現金及び現金同等物の期首残高	229,801
現金及び現金同等物の四半期末残高	79,947

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
<p>当社は、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降連続しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を改善し、早急に営業損益の黒字化を実現するために、以下の施策を講じて実行してまいります。</p> <p>(1) 資金調達</p> <p>平成20年4月25日に行使価額総額15億円の新株予約権を発行しております。</p> <p>新株予約権の権利行使により調達される資金は、当面の必要運転資金及び後述する新規事業立ち上げ資金に充当する計画でございます。平成21年3月1日現在での調達状況については、新株予約権の一部行使により1億円の払い込みがなされており、資本が増強されております。</p> <p>(2) 新経営計画の推進</p> <p>当社は、新しく経営計画を作成し事業を推進しております。</p> <p>①経営効率化の維持</p> <p>当社は、経営効率化を図る一環として平成20年11月に本社事務所を移転いたしました。併せて、諸経費の見直しを継続的に行い、コストのスリム化を実行してまいり所存です。また、一方で、必要な人材強化も図り、効率のよい経営体質へと改善を図っていく所存です。</p> <p>②既存営業力の強化</p> <p>豊富な人脈を有する人材を迎えることにより、金融機関、外食会社、通信会社等との新規取引・提携を交渉しており、取引先の拡大を目指しております。また、商品ラインアップにつきましても、海外有力商品の取り込みを図ることで売上の拡大を図ることといたします。</p> <p>③新規事業の立ち上げ</p> <p>上述した資金調達により、新たなシナジーを発揮できるような新規事業の立ち上げを行ってまいり所存です。具体的な投資については、鋭意検討中ですが、今後市場の拡大が期待できる通信業界に対する付加価値の高い事業を検討しております。その推進に関しては、可能な限りリスクを排除するために慎重な事前調査等を行い遂行する所存でございます。</p> <p>従いまして、四半期財務諸表は継続企業を前提に作成されており、上述のような重要な疑義の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。</p>

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
<p>①棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法)に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
① 棚卸資産の評価方法	当第3四半期累計期間末の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
② 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。
③ 法人税等の計上基準	法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算定項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法をとっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)		前事業年度末 (平成20年3月31日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 89,485千円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 79,483千円
※2	その他の内訳には貸倒引当金14,373千円を控除しております	※2	その他の内訳には貸倒引当金14,373千円を控除しております

(注) 減価償却累計額に減損損失累計額が含まれております。

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの
	給与手当 139,325千円
	役員報酬 63,851千円
	法定福利費 18,717千円
	業務委託費 90,763千円
	支払手数料 53,754千円
	地代家賃 18,653千円

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの
	給与手当 51,611千円
	役員報酬 22,240千円
	法定福利費 7,380千円
	業務委託費 39,655千円
	支払手数料 9,288千円
	地代家賃 7,786千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	79,947千円
計	79,947千円
現金及び現金同等物	79,947千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	21,007

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	—

3 新株予約権等に関する事項

目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期会計期間末残高 (千円)
普通株式	—	18,682

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
前期末残高	444,336	136,636	△ 123,900	457,072
当第3四半期末までの変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
四半期純利益	—	—	△ 1,423,758	△ 1,423,758
その他※	495,200	495,200	—	990,401
当第3四半期末までの変動額合計	495,200	495,200	△ 1,423,758	△ 433,356
当第3四半期末残高	939,537	631,837	△ 1,547,658	23,715

当第3四半期までに、新株予約権の行使が行われ、株主資本が合計990,401千円増加いたしました。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められいため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. 販売費及び一般管理費の株式報酬費用 1,529千円

2. ストックオプションの内容

	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役2名及び使用人20名	当社使用人15名	当社取締役3名及び使用人2名
ストック・オ プション数 (注1)	普通株式 616株	普通株式 70株	普通株式 205株
付与日	平成12年8月7日	平成13年10月23日	平成14年8月8日
権利確定条件	付与日(平成12年8月7日)から権利確定日まで継続して勤務していること。 その他の条件については、平成12年8月7日開催の当社臨時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者その間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	付与日(平成13年10月23日)から権利確定日まで継続して勤務していること。 その他の条件については、平成13年10月19日開催の当社臨時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者その間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	付与日(平成14年8月8日)から権利確定日まで継続して勤務していること。 その他の条件については、平成14年6月27日開催の当社臨時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者その間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間 (注2)	自 平成12年8月7日 至 平成14年8月6日 自 平成12年8月7日 至 平成14年12月31日 自 平成12年8月7日 至 平成15年12月31日	自 平成13年10月23日 至 平成15年10月22日 自 平成13年10月23日 至 平成15年12月31日 自 平成13年10月23日 至 平成16年12月31日	自 平成14年8月8日 至 平成16年6月30日 自 平成14年8月8日 至 平成16年12月31日 自 平成14年8月8日 至 平成17年12月31日
権利行使期間	自 平成14年8月7日 至 平成22年8月6日	自 平成15年10月23日 至 平成23年10月18日	自 平成16年7月1日 至 平成24年6月27日

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名	当社取締役2名
ストック・オ プション数 (注1)	普通株式 120株	普通株式 40株	普通株式 220株
付与日	平成15年8月23日	平成16年8月6日	平成18年9月8日
権利確定条件	付与日(平成15年8月23日)から権利確定日まで継続して勤務していること。 その他の条件については、平成15年6月25日開催の当社定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者その間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。	付与日(平成16年8月6日)から権利確定日まで継続して勤務していること。 その他の条件については、平成16年6月26日開催の当社定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者その間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。	付与日(平成18年9月8日)から権利確定日まで継続して勤務していること。 その他の条件については、平成18年6月24日開催の当社定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者その間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間 (注2)	自 平成15年8月23日 至 平成17年6月30日 自 平成15年8月23日 至 平成17年12月31日 自 平成15年8月23日 至 平成18年12月31日	自 平成16年8月6日 至 平成18年6月30日 自 平成16年8月6日 至 平成18年12月31日 自 平成16年8月6日 至 平成19年12月31日	自 平成18年9月8日 至 平成20年6月30日 自 平成18年9月8日 至 平成20年12月31日 自 平成18年9月8日 至 平成21年12月31日
権利行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成25年6月25日	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月25日	自 平成20年7月1日 至 平成28年6月25日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 当社と付与対象者との間の契約で、対象期間を3期間に分割しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)及び第3四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期累計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1,128.96円	56,519.40円

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	83,470.61円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	1,423,758
普通株式に係る四半期純損失(千円)	1,423,758
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	17,057
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円) 支払利息(税額相当額控除後)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	19,918.24円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	418,422
普通株式に係る四半期純損失(千円)	418,422
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	21,007
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円) 支払利息(税額相当額控除後)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

1. 当社に対する差押命令及び決定

(1) 申立があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所平成21年1月28日(決定書到達日平成21年2月3日)

東京地方裁判所平成21年1月29日(決定書到達日平成21年2月5日)

(2) 当該差押を申立てた者

①商号インターサービス株式会社

②本店所在地東京都港区西新橋二丁目13番15号

③代表者の氏名代表取締役茶谷英二

(3) 差押の対象

東京三菱UFJ銀行普通預金 299,530円

三井住友銀行普通預金 0円※

※上記口座は解約手続きが完了しており、差押の対象となる額はありません。

(4) 差押を申し立てられるに至った経緯並びに申立及び決定の内容

①申立及び決定の内容

平成21年2月3日及び平成21年2月5日東京地方裁判所より本件に係る決定書の送達を受け、インターサービス株式会社を債権者とし、当社を保証人とした、債務弁済契約公正証書の執行によるものであることが確認されました。

しかしながら、当社は、インターサービス株式会社の申立に係る2件の決定書に記載の当該公正証書作成に至る経緯に関して全く関知しておらず、本件に係る当社取締役会での決議の記録、当社を保証人とした契約書等の締結の事務手続きの記録、および当該公正証書の作成手続きの記録が一切確認できず、また現時点において当社にて当該公正証書を所持した事実が確認されていないことから、当社が保証人となっている事実はございません。

また、当社とインターサービス株式会社との間では、過去ならびに現在においても、取引関係になった事実は一切なく、一般商取引における債務が発生する事実はありません。

②差押債権金額金3億円

差押債権金額 金7,500万円

(5) 今後の見通し

上記に記載いたしましたとおり、当社が保証人となっている事実はありません。

今後につきましては、社内調査委員会を設置し、当社が保証人であると主張されるに至った経緯に関し十分な社内調査を行い、当社の正当性を主張してまいります。なお、本件の経過については、進展があり次第改めてお知らせいたします。

また、本件の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点では未定であります。影響が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

2. 当社による強制執行停止の申立及び決定

平成21年2月3日付及び平成21年2月5日付で東京地方裁判所より当社に対し、差押命令決定書が送付されました。しかしながら、本件の理由となる保証行為は当社として認識しておらず、当社といたしましては、本件強制執行の理由は存在しないと判断し、債権者に対する強制執行停止の申立を行い本日付で決定がなされました。

(1) 申立を行った裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成21年2月9日（強制執行停止決定日 平成21年2月10日）

(2) 当該強制執行停止の対象となる者

①商号 インターサービス株式会社

②本店所在地 東京都港区西新橋二丁目13番15号

③代表者の氏名 茶谷 英二

(3) 強制執行停止を申立てるに至った経緯並びに申立及び決定の内容

①経緯

当社は平成21年2月3日及び平成21年2月5日付の通り、東京地方裁判所より差押命令決定書が送付されました。その内容は、当社と債権者との間には、請求の趣旨記載の公正証書が存在し、平成20年9月11日付金銭消費貸借契約及び平成20年8月29日付金銭消費貸借契約に基づき、当社がインターサービス株式会社（以下「差押申立人」）に対し保証行為を行っていることと、当社が当該債務を履行しないときは直ちに強制執行に服することを認諾する旨の記載があります。差押債権金額は合計3億7,500万円であります。

しかし、当社は同公正証書作成にいたる経緯に関しては関知しておらず、当社において債務保証契約を締結した事実はなく、本件公正証書の存在自体も確認しておりませんでした。

上記、事実関係のもと社内調査委員会を設置し社外有識者を含め、事実確認を行った結果、以下のことが判明いたしました。なお、引き続き社内調査委員会にて継続調査を実施してまいります。

②調査により判明した内容

当社は、差押申立人の申立に係るすべての金銭消費貸借契約書及び公正証書を所有しておらず、作成した事実もない旨を平成21年2月3日及び平成21年2月5日付適時開示においてお知らせいたしました。その後、社内調査委員会において調査を進めましたところ、差押命令到達日の翌日（それぞれ平成21年2月4日及び平成21年2月6日）に、公証人役場において閲覧請求を行い公正証書の存在を確認いたしました。

しかし、これら公正証書の作成過程について調査を行ったところ、当社前代表取締役社長が行ったこの公正証書作成行為は会社の取締役会の決定を経ずして行われた行為であることが判明いたしました。

また、当該保証行為は、会社法362条第4項第2号規定の「多額の借財」に該当するところであります。保証行為が有効に存在し、当社が適法に当該債務保証を負うには当社取締役会における決議が必要であります。しかし、決定書に記載のある日付において取締役会が開催された事実はなく、当社取締役会において当該債務保証を承認する取締役会決議は存在しません。

当社は差押命令が当社に到達した日より、当社顧問弁護士による法的措置を進めており、上記理由に基づき、差押申立人に対し強制執行停止の申立及び公正証書に対する請求異議申立を行っております。執行停止の申立につきましては速やかに当社の主張が認められ、本日付で強制執行停止が決定しております。

（４）前代表取締役に対する措置について

上記行為を行った当社前代表取締役 西村 幸浩につきましては、今後、社内調査委員会では同人に対しまして顧問弁護士および外部有識者の協力を得て引続き本件に関する関与の程度の調査・解明を行い、民事訴追・刑事訴追の双方を視野に入れた対応を考えております。

（５）社内体制の見直し

当社は再発防止の一環として、内部統制システム整備の基本方針の改定を取締役会にて決議するとともに、新たに当社のコンプライアンスマニュアルを作成いたします。

このコンプライアンスマニュアルを役員及び全従業員に周知徹底することにより、法令遵守及び社会的倫理規範尊重に対する意識を強化し、当社のコンプライアンス体制をより一層拡充してまいります。

（６）今後の見通し

本件発覚後、当社におきまして顧問弁護士および外部有識者の協力を得て、本件契約締らず、本件差押強制執行の理由が存在しないと確信しております。

当社は、平成21年2月9日付にて東京地方裁判所に強制執行停止の申立及び公正証書に対する請求異議申立を行っておりますが、今後も顧問弁護士等の外部有識者を含め社内調査を行い、その調査結果に応じた損害賠償請求等のさらなる法的措置の実施も視野に入れつつ、引続き当社の正当性を主張してまいります。

なお、本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点では、顧問弁護士の意見をもとに支払債務は一切存在しないと確信しております。影響が生じた場合には速やかにお知らせ致します。

また、本件が当社資金計画に与える影響は軽微であり、通常の業務運営に対する影響は全くございません。

3. 資本・業務提携に関する基本合意書の締結

インスパイア株式会社（以下、「当社」または「インスパイア」といいます。）と、つくばマネイジメント株式会社（以下、「同社」または「つくばマネイジメント」といいます。）は、平成21年2月9日開催の両社取締役会において、資本・業務提携を行なうことを決議し、基本合意書の締結をいたしました。

（1）資本提携および業務提携の背景ならびに目的

インスパイアは、1991年6月の設立以来、「総合ITセキュリティサービスベンダー」として、個々のセキュリティ領域で最も優れた商品および高品質のネットワークセキュリティ関連サポート&サービスを国内のユーザの皆様提供し、信頼性の高いITセキュリティインフラの構築に貢献することをお客様の「安心と安全」を提供してまいりました。

当社における今後の成長戦略といたしましては、主要ビジネスであるネットワークセキュリティ商品の販売ならびにサポート&サービスの提供を更に強化・拡大していくことに加えて、これまで永年に渡って培ってまいりました「総合ITセキュリティサービスベンダー」としてのノウハウを活かし、仮想化等の最新IT技術の活用と強固なセキュリティとの融合を基盤に、システム構築等を含むITインフラ構築事業、アプリケーション開発を含むソリューションサービス事業、システム全体の運用管理を行うマネージドサービス事業など、より付加価値の高いビジネスを積極的に推進していくことを計画しております。

このような状況の中で、最先端医療の中でも特に注目を浴び始めた「再生医療」分野において、その効果が大きく期待され世界的に治療方法がめざましく発展している「臍帯血（さいたいけつ）」に含まれる「ヒト幹細胞」に着目し「臍帯血低温保管事業」（別紙）を推進しているつくばマネイジメントと、資本・業務提携に関する基本合意書を締結いたしました。

同社は、2006年8月の厚生労働省の「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」に基づき、「臍帯血低温保管事業」を主軸に臍帯血に含まれる「ヒト幹細胞」の保管・抽出という、再生医療の根幹を成す技術で再生医療分野の発展に取り組んでおります。当該分野の研究開発には、世界的にも国を挙げて特別な支援体制が生まれ、大学間の連携、大学や研究機関と民間企業の連携など、産学官連携での事業化というグローバルな展開が始動しております。

今回の資本・業務提携につきましては、白血病など重度の病気やケガの治療目的だけでなく、一般的な医療や美容などの分野にも活用でき大きな可能性を秘めた臍帯血を用いた再生医療分野の研究および実用化を急速に発展させるために同社が進めている「臍帯血低温保管事業」を基盤として、①初めての試みとなる「ヒト幹細胞」の適合検査の迅速化のためのシステム開発、②臍帯血による再生医療分野の機密性の高い研究・医療データのデータベース化、③それらの情報を各医療現場・研究機関で広く活用するための非常にセキュアなITインフラの構築、を目的としております。

当社におきましては、「再生医療」分野における「情報処理の迅速化」「データベース化」「セキュアな情報管理」のニーズに対して、当社の持つ豊富なノウハウと最先端IT技術を融合した当社独自のプラットフォーム構想に基づくソリューションを提供することで、ITインフラ構築事業、ソリューションサービス事業、マネージドサービス事業の拡大・強化を図ってまいります。

当社は、「IT」のチカラによって今後の医療の発展に貢献してまいります。

(2) 業務提携の骨子

① IT インフラ構築、ソリューションサービス事業

- ・臍帯血に関する基礎データの集積と保管を行うデータベースシステムの開発
- ・臨床、研究データを集積するデータベースシステムの開発
- ・ユーザアクセス制御、統計情報等管理システムの開発
- ・各医療機関等からのアクセスを可能とするセキュアネットワークの構築
- ・当該システムと各医療機関等のシステムを連携させるプラットフォーム及びAPI の開発

② マネージドサービス事業

- ・当該データベースシステムの保守・運用
- ・当該アプリケーションシステムの保守・運用
- ・セキュアネットワークの保守・運用

③ その他

- ・上記に付随する関連事業

(3) 資本提携の骨子

つくばマネイジメントが、平成21年2月10日付で行う第三者割当増資において100株の新株を引受けるものです。これは、当社は同社の議決権の約33.3%を保有することとなります。

株式取得数：普通株式100株

取得方法：第三者割当による新株式発行

取得額：500万円

出資後の議決権保有比率：33.3%

(4) つくばマネイジメントの概要（平成21年1月末現在）

名称：つくばマネイジメント株式会社（<http://www.t-brains.com/management/company.html>）

所在地：茨城県つくば市桜一丁目18-2

設立：2008年12月17日

資本金：1,000万円

代表者：代表取締役社長 吉富 太可士

主たる業務：臍帯血保管事業、臍帯血幹細胞研究支援事業並びに保有技術のライセンス事業等

従業員：5名

決算期：4月

※参考：同社は、TLO法に基づき大学等から移転を受けた技術を用いて製品化、サービス化したつくばブレインズ株式会社のリソースを用いて事業化を進めております。なお、両社における資本関係はございません。

(5) 今後の日程

平成21年2月9日 本件に係る基本合意書の締結

平成21年2月10日 第三者割当増資への払込・新株式引受

(6) 今後の業績見通し

両社とも、今回の資本提携及び業務提携による今期（平成21年3月期）業績への影響は、軽微であると考えております。

4. 当社に対する債権差押命令の取下げ

平成21年2月3日付、同5日付及び同23日付でお知らせいたしましたが、当社に対し東京地方裁判所より債権差押命令決定書が送付されました件につき、平成21年2月26日付にて申立人であるインターサービス株式会社より当該債権差押命令申し立ての取下げがなされました。

(1) 取下げがあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成21年2月26日

(2) 当該差押命令申し立てを取り下げた者

①商号 インターサービス株式会社

②本店所在地 東京都港区西新橋二丁目13番15号

③代表者の氏名 代表取締役 茶谷 英二

(3) 本件の経過報告

本件につきましては、当社顧問弁護士からの連絡により、昨日付で本件取下げがなされた事実を確認いたしました。

本件は、現在調査委員会にて事実関係の究明を急いでおり、近日中に報告書をまとめる予定でありますとともに、必要な法的措置も視野に入れて弁護士等有識者と継続協議を行っております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年3月3日

インスパイアー株式会社

取締役会 御中

監査法人ウィングパートナーズ

指定社員 公認会計士 赤坂 満秋 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉野 直樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインスパイアー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、インスパイアー株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降連続している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映していない。

2. 重要な後発事象に関する注記に次の記載がある。

(1) 平成21年2月3日及び平成21年2月5日東京地方裁判所より、インターサービス株式会社による会社の銀行預金に対する差押申し立てに係る決定書の送達を受けた。これは、インターサービス株式会社を債権者とし、会社を保証人とした、債務弁済契約公正証書の執行によるものである。会社は、当該公正証書の作成手続きの記録が確認できないことから、保証人になっている事実はないとしている。

(2) 平成21年2月9日付会社は、東京地方裁判所に差押申立人であるインターサービス株式会社の強制執行停止の申立を行い、平成21年2月10日付で強制執行停止が決定された。

(3) 平成21年2月9日開催の取締役会において、会社とつくばマネジメント株式会社は、資本業務提携を行うことを決議し、基本合意書を締結した。

(4) 東京地方裁判所より債権差押命令決定書が送付されたが、平成21年2月26日付にて申立人であるインターサービス株式会社より当該債権差押命令申し立ての取り下げがなされた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月3日

【会社名】 インスパイアー株式会社

【英訳名】 Inspire, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 駒 澤 孝 次

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役管理本部長 菊 池 貴 之

【本店の所在の場所】 東京都港区芝一丁目14番4号

【縦覧に供する場所】 インスパイアー株式会社
(東京都港区芝一丁目14番4号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 駒 澤 孝 次 及び当社最高財務責任者 菊 池 貴 之 は、当社の第18期第3四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

